

公 告

公 告 第 2 3 号
令和8年9月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 中 島 陽 介

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
ア **Aグループ：留萌宿舎網戸据付役務**
イ **Bグループ：留萌宿舎浴室換気扇交換**

- (2) 履行場所
陸上自衛隊留萌駐屯地留萌宿舎

- (3) 履行期限
令和8年10月30日（金）

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

4 入札説明会の場所及び日時：実施しない

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所
駐屯地 多目的室
- (2) 日 時
令和8年9月18日（金）10時00分

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了し、かつ有資格者と認定され、格付「**役務の提供等**」が「**D**」以上であり、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 契約締結後の認識相違等防止のため、入札前日までに**現場確認を行っている者**

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し、「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)

8 無効入札

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 落札決定方法

グループ毎総額（税別）が当隊所定の予定価格の制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書等を作成する。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (5) 入札者は次の文面を入札書に記載し誓約するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」

(6) 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書及び内訳書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「**（入札グループ名）入札書在中**」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて**令和8年9月17日（木）17時00分**までに第346会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

- (7) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。
- (8) **再度入札の必要がある場合にはただちに実施する。ただし、郵便入札のあった場合は令和8年9月28日（月）1000に実施するため、郵便入札により再度入札に参加する場合は令和8年9月25日（金）1700までに陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班へ必着させること。**
- (9) **契約事務の手続き上の観点から、入札書は内訳書も同封すること。**
- (10) **入札書には、内訳書も添付すること。**
- (11) 入札における質問事項は**入札日前日**までとし、下記問い合わせ先を通じて部隊担当者に確認を得ること。
なお、入札日以降の上記問い合わせについては、受け付けないものとする。
- (12) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班 Tℓ0164-42-2655（内線347）担当：世良
FAX 0164-42-2429（内線408）
MAIL 346fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp
- (13) 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊管理科 Tℓ0164-42-2655（内線319）担当：児玉

11 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：留萌駐屯地第346会計隊、北部方面会計計隊ホームページ
旭川駐屯地第343会計隊、滝川駐屯地第345会計隊、留萌商工会議所
- (2) 掲示期間：**令和8年9月7日～令和8年9月18日**

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これら準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

[illegible]

留 萌 宿 舎 網 戸 据 付 役 務

図 名 表 紙				仕様書 番 号	図 番	1 / 3
業 務 隊 長	管 理 科 長	営 繕 班 長	工 事 企 画	管 財	厚 生 班 長	設 計
						
陸 上 自 衛 隊 留 萌 駐 屯 地 業 務 隊				令 和 8 年 8 月 1 9 日		

仕 様 書

1 役務件名： 留萌宿舎網戸据付役務

2 役務場所： 北海道留萌市緑ヶ丘町2丁目6番地2 留萌宿舎3・4号棟

3 役務概要： 留萌宿舎5号棟32戸の網戸作製及び据付
留萌宿舎6号棟32戸の網戸作製及び据付

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊留萌駐屯地留萌宿舎で実施する「留萌宿舎網戸据付役務」に適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書により実施するものとする。不明事項が生じた場合は、全て監督官と協議する。
- (3) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施すること。
- (4) 本役務に関する電気・水道等は請負業者の負担にて準備する。
- (5) 本役務を実施する日程は、監督官と協議する。
- (6) 本役務実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし、自衛隊側に損害を与えた場合は補償する。
- (7) 本役務終了後生じた故障等の修復については、その原因が請負業者の責によると認められる場合は契約業者が修復すべき補償義務を負う。
- (8) 仮設材料以外の材料はすべて新品とする。
- (9) 写真は、作業前、作業中、作業後、使用材料、材料搬入、その他監督官の指示した箇所の写真を撮影すること。また、役務完了後は速やかにアルバム等に整理し提出すること。
- (10) 本役務に必要な書類等は、監督官の指示に従い提出すること。

5 特記事項

- (1) 実施事項、留萌宿舎5・6号棟の網戸の設置、運搬
・5号棟

品 名	寸 法	規 格	数 量	単 位	備 考
網 戸	820×1880	アルミニウムサッシ 中棧、SUS316網20メッシュ	32	EA	リビング
	755×1375	アルミニウムサッシ 中棧、SUS316網20メッシュ	32	EA	洋室①
	760×1365	アルミニウムサッシ 中棧、SUS316網20メッシュ	32	EA	洋室②
	760×1365	アルミニウムサッシ 中棧、SUS316網20メッシュ	32	EA	和室
	360×870	アルミニウムサッシ 中棧、SUS316網20メッシュ	32	EA	台所

上記数量については留萌宿舎5号棟32戸分を記載

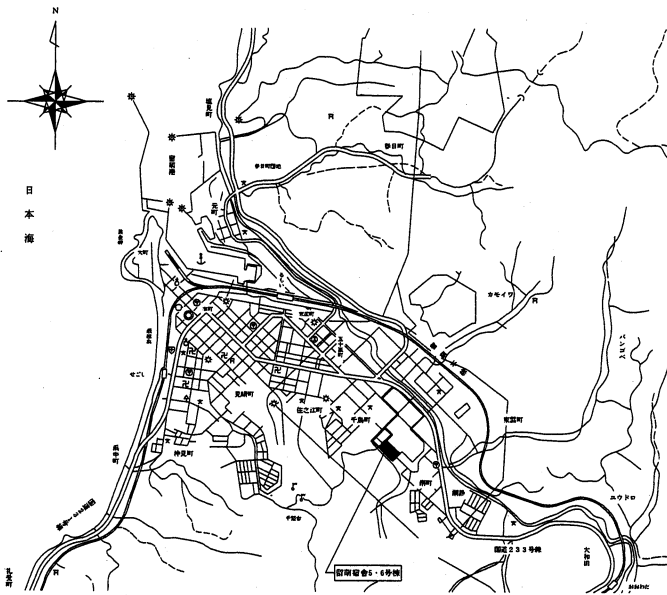
・6号棟

品 名	寸 法	規 格	数 量	単 位	備 考
網 戸	755×1865	アルミニウムサッシ 中棧、SUS網24メッシュ	32	EA	リビング
	725×1370	アルミニウムサッシ 中棧、SUS網24メッシュ	32	EA	洋室①
	755×1365	アルミニウムサッシ 中棧、SUS網24メッシュ	32	EA	洋室②
	755×1365	アルミニウムサッシ 中棧、SUS網24メッシュ	32	EA	和室
	630×915	アルミニウムサッシ 中棧、SUS網24メッシュ	32	EA	台所

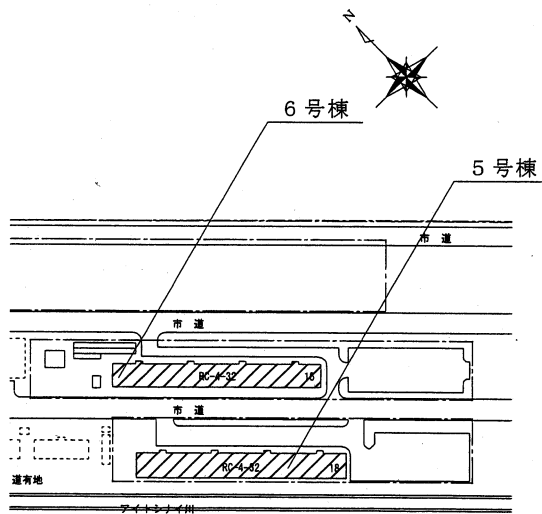
上記数量については留萌宿舎6号棟32戸分を記載

- (2) 規格については仕様書のとおり。寸法、設置個所については、上記表を参考に現地採寸、確認すること。
- (3) 既存の網戸については、監督官の指示のもと駐屯地内の指定の場所まで搬入すること。

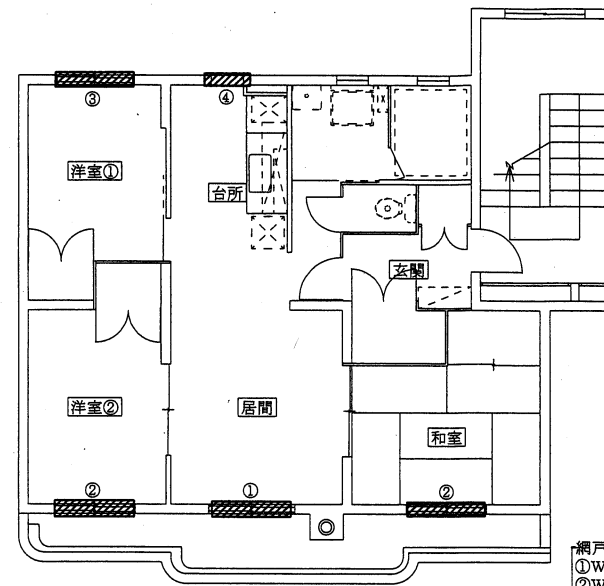
図 名	仕 様 書	仕様書番号		番 号	2 / 3
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊			令和 8 年 8 月 1 9 日		



案内図 S=1/60,000

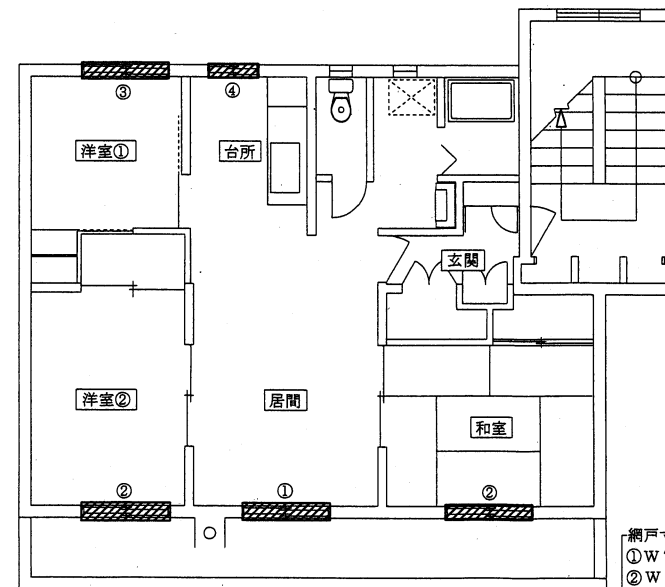


留萌宿舎配置図 S=1/2,000



5号棟平面図 S=1/100

網戸寸法
 ①W820×H1,880
 ②W760×H1,365
 ③W755×H1,375
 ④W360×H870



6号棟平面図 S=1/100

網戸寸法
 ①W755×H1,865
 ②W755×H1,365
 ③W725×H1,370
 ④W630×H915

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6HC31AA00150											
NO	調達要求番号		物品番号	単	位	数	量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定	
	品 名									使用期限等	引 渡 場 所		
	部品番号 または 規格										搬 入 場 所	検 査	
	使用器材名					仕様書番号					納 期	包 装	
1	6MJ31AM2024	0001			ST		1.00				留萌駐業		
	留萌宿舍浴室換気扇交換										陸上自衛隊留萌駐屯地		
	仕様書のとおり										営繕班 施設管理係 児玉事務官		
											令和8年10月30日		
				-	以	下	余	白					

留萌宿舎浴室換気扇交換

図 名 表 紙				仕様書 番 号	図 番	1 / 3
業 務 隊 長	管 理 科 長	営 繕 班 長	工 事 企 画	管 財	厚 生 班 長	設 計
						
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊				令和 8 年 8 月 1 9 日		

仕 様 書

1 件 名 : 留萌宿舎浴室換気扇交換

2 場 所 : 北海道留萌市緑ヶ丘町2丁目6番地2 留萌宿舎5・6号棟

3 概 要 : 留萌宿舎5号棟28戸の浴室換気扇 撤去及び新設
留萌宿舎6号棟27戸の浴室換気扇 撤去及び新設

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊留萌駐屯地留萌宿舎で実施する「留萌宿舎浴室換気扇交換」に適用する。
- (2) 本補修は、本仕様書により実施するものとする。不明事項が生じた場合は、全て監督官と協議する。
- (3) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施すること。
- (4) 本補修に関する電気・水道等は請負業者の負担にて準備する。
- (5) 本補修を実施する日程は監督官と協議し、平日を基本とする。
- (6) 本補修実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし、自衛隊側に損害を与えた場合は補償する。
- (7) 本補修終了後生じた故障等の修復については、その原因が請負業者の責によると認められる場合は契約業者が修復すべき補償義務を負う。
- (8) 仮設材料以外の材料はすべて新品とする。
- (9) 写真は、作業前、作業中、作業後、使用材料、材料搬入、その他監督官の指示した箇所の写真を撮影すること。また、完了後は速やかにアルバム等に整理し提出すること。
- (10) 本補修に必要な書類等は、監督官の指示に従い提出すること。

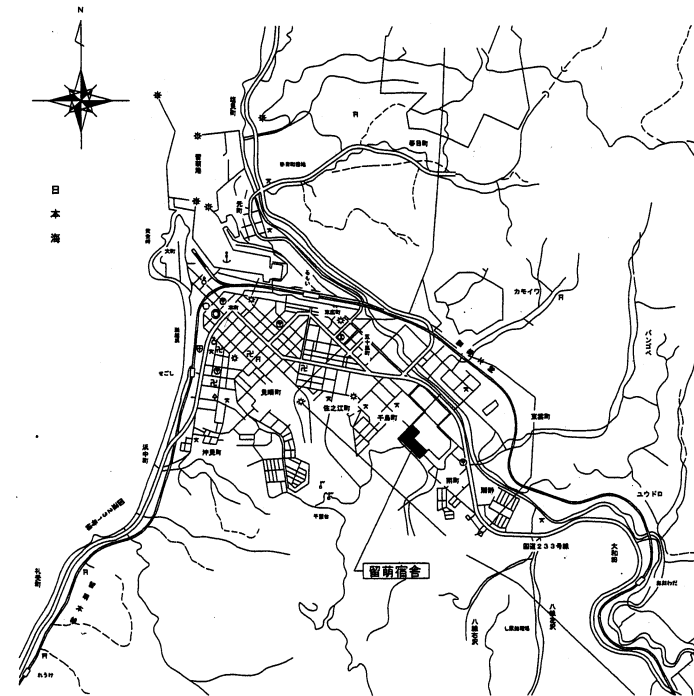
5 特記事項

(1) 実施事項、留萌宿舎5・6号棟 浴室換気扇の撤去、新設

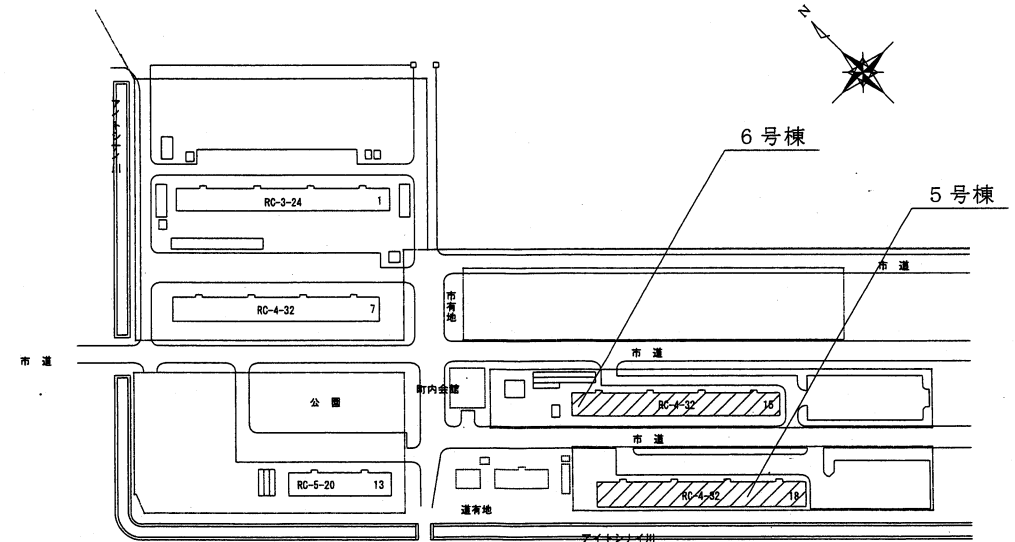
・使用機材

本体 パナソニックFY-17C8 埋込寸法:177mm角 適用パイプ径:φ100mm 同等品以上

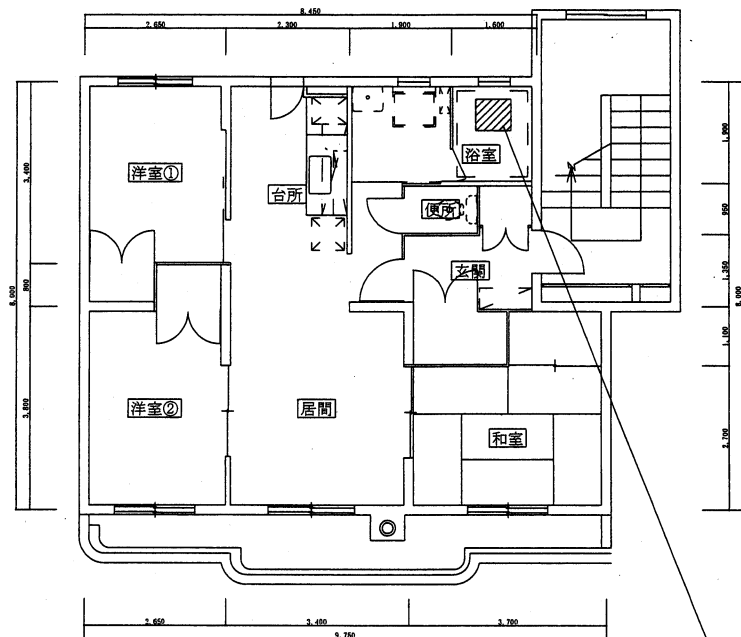
- (2) 本補修は、備え付けてある換気扇を撤去の上、新しい換気扇を開口部に取付ける。
- (3) 機器類取付作業について、1部屋1日以内で作業完了するものとし工期は令和8年10月末を基準とする。また、作業日程及び件数については、別途監督官と協議する。
- (4) 本補修が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き施工完了後1年とする。
- (5) 本補修で発生した金属類の発生材については、監督官の指示する留萌駐屯地内の指定場所に集積する。その他の廃材等については、受注者の責任において産業廃棄物として適正に処分し、マニフェスト等を監督官に提出すること。



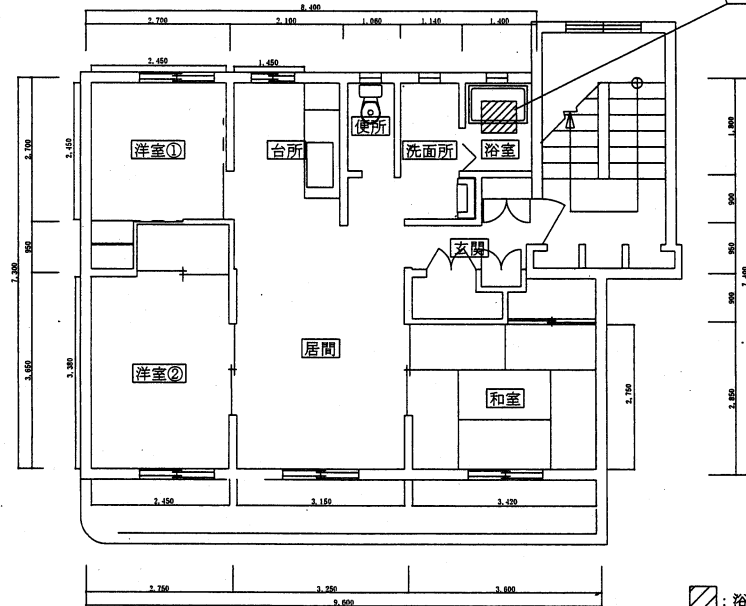
案内図 S=1/60,000



留萌宿舎配置図 S=1/2,000



5号棟平面図 S=1/100



6号棟平面図 S=1/100

浴室換気扇撤去・新設

□: 浴室換気扇設置位置

5号棟

401	402	403	404	405	406	407	408
301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

6号棟

401	402	403	404	405	406	407	408
301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

部屋番号

: 換気扇撤去・新設55台
(5号棟28台、6号棟27台)